

2020年8月4日

経済法令研究会

## 『銀行業務検定試験 税務3級問題解説集 2020年3月受験用』

## 追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、2020年3月（145回）受験用の問題解説集をお持ちの方が、2020年10月（147回）受験時にも、そのまま利用できるよう、お知らせするものです。

## 記

## ◆ 22頁12行目、163頁21行目、308頁17行目

2020年度税制改正により、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除（控除額35万円）」が適用されることとなり、②上記以外の寡婦（子以外の扶養親族を有する寡婦・夫と死別し扶養親族を有しない寡婦）については、引き続き「寡婦控除（控除額27万円）」が適用される。なお、ひとり親控除・寡婦控除のいずれについても、所得制限（納税者本人の合計所得金額が500万円以下）が設けられ、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とされる（2020年分以後の所得税について適用）。

## ◆ 55頁16行目、129頁19行目、271頁22行目

2020年度税制改正により、交際費等の損金不算入制度について、接待飲食費の50%を損金算入可能とする特例の対象法人から資本金の額等が100億円超の法人が除外された（2020年4月1日以後開始事業年度）。また、その適用期限および中小法人にかかる損金算入の特例の適用期限が2022年3月31日まで2年間延長された。

◆ 64 頁 4 行目, 134 頁 26 行目, 205 頁 5 行目, 277 頁 5 行目, 351 頁 6 行目

2019 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度における法人税率について, 中小法人に該当する場合であっても, 適用除外事業者 (その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が 15 億円を超える法人等) に該当する法人の所得金額のうち, 年 800 万円以下の部分については 19%の税率が適用される。

◆ 77 頁 3 行目, 219 頁 14 行目, 290 頁 2 行目

2020 年度税制改正により, N I S A 制度について次のような改正が行われた。

- ① つみたて N I S A の勘定設定期間が 2042 年 12 月 31 日まで 5 年延長された。
- ② 現行の一般 N I S A の勘定設定期間の終了 (2023 年) にあわせ, 新 N I S A が創設され, 2024 年からは, 新 N I S A と つみたて N I S A を選択して適用できることになった。新 N I S A は, ① 特定累積投資勘定 (低リスクの一定の公募等株式投資信託に積立投資する, 年間 20 万円の枠) と ② 特定非課税管理勘定 (一定の上場株式等に投資できる年間 102 万円の枠で, ① と同時に設けられるもの) の二階建てで構成され, 合計で年間 122 万円の投資が可能になる。なお, 勘定設定期間は 2024 年から 2028 年まで, 非課税期間は最長 5 年間である。
- ③ ジュニア N I S A の口座開設可能期間は, 2023 年 12 月 31 日で終了する。

◆ 94 頁 10 行目, 165 頁 2 行目, 234 頁 23 行目

2020 年度税制改正により, 住宅の取得等をした場合に家屋 (新規住宅) の居住年から 3 年目に該当する年中に, 従前住宅等を譲渡した場合において, 従前住宅等の譲渡につき「居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除」や「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」等の特例の適用を受けるときは, 新規住宅について住宅借入金等特別控除の適用を受けることができなくなった (2020 年 4 月 1 日以後に従前住宅等の譲渡をする場合)。

◆ 137 頁 6 行目

2020 年度税制改正により、法人にかかる消費税の申告期限を延長する特例が創設された（2021 年 3 月 31 日以後終了する事業年度末の属する課税期間から適用）。この特例は、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、届出書を提出した事業年度末の属する課税期間以後の課税期間（事業年度末の属する課税期間に限る）の申告期限を「1 ヶ月」延長するというものである。

◆ 196 頁 18 行目，341 頁 20 行目

2019 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額（前 3 事業年度の所得金額の平均）が年 15 億円を超える事業年度については、その適用が停止される。この対象となる中小企業向け措置で主なものは、「中小企業の貸倒引当金の特例」、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」、「法人税の軽減税率の特例」、「中小企業投資促進税制」などがある。

以上